

議会運営委員会会議録

令和4年2月3日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:16

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 オンラインを活用した委員会の実施について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

お諮りいたします。守光委員から、本日の委員会を欠席する旨の届け出がっております。本委員会として、守光委員の代わりに、奥山議員に委員外議員として、出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。それでは、奥山委員、お席のほうへお願いいたします。

(奥山委員 移動)

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「オンラインを活用した委員会の実施について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

オンラインを活用した委員会の実施についてご説明いたします。少し長くなりますけど、資料に沿って説明しますので、よろしく願いいたします。

【資料1】オンラインを活用した委員会の実施について(案)に沿って、説明いたします。

まず、「●実施の目的」でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、また大規模災害の発生等により委員の参集が困難となることも想定されるため、オンラインを活用した委員会の実施について検討を行うものでございます。

次に、オンライン委員会に関する「●総務省からの通知」でございますが、最初に、①新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について(令和2年4月30日付け)で通知されています。要旨といたしましては、委員会の開催に関しては、従来通り委員会室にいることを基本形式としつつも、非常時はオンラインによる「出席」も可能とする一方で、本会議におきましては、地方自治法の規定により、オンラインでの開催はできないとするものでございます。

次に、②開催方法に関するQ&Aについて(令和2年7月16日付け)では、「委員会についても、本会議と同様に、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であると考えている。」としたうえで、「改正については新型コロナ対策に限定しているのか」との質問に対して「改正の形式については、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断していただきたい。」との見解を示しています。

これらの通知につきましては、【資料2】【資料3】として添付しておりますので、後ほどご

参照ください。

次に、「●オンライン委員会実施の方向性」として、事務局案を記載しております。

1点目といたしまして、「原則として開催場所に参集し、やむを得ない場合のみオンライン参加を認める。」としております。この「やむを得ない場合」の範囲につきましては、委員会条例の改正内容のところでご検討いただきたいと思います。

2点目といたしまして、「現行の機器を利用し、必要最低限の費用でオンラインが可能となる環境を整える。」としております。これにつきましては、開催場所に参集していただくことが基本であるとの総務省の見解を踏まえ、オンラインの利用頻度は多くないものと想定しておりますことから、必要最低限の費用で実施可能な環境を整えたいと考えております。

3点目といたしまして、「傍聴、生中継、録画中継についても現行のとおりとする。」としております。オンラインを活用した委員会を実施することで、現状の市民サービスが低下することがないようにしたいと考えております。

次に、「●委員会条例の主な改正内容」についてご説明いたします。これにつきましては、新旧対照表を【資料4】として添付しておりますので、後ほどご参照ください。

まず、オンライン会議を定義づけるため、第15条の2に（会議の特例）を新設しております。第1項に「委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請並びに会議出席者への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。」

第1項第1号に「災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難と認める場合」、同項第2号に「育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合」、第2項に「前項の場合において、委員は、委員会にオンライン会議システムによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。」との条文を新しく加えるものでございます。

なお、第2号に網かけしております箇所につきましては、下の囲み線の★に記載しておりますが、どこまでをオンラインの範囲とするものかをご検討いただきたいと思います。

事務局案といたしましては、飯塚市議会会議規則第2条第1項（欠席の届出）において、「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」と規定されていることから、オンラインによる参加についても同様としてはと考えており、「育児、介護等のやむを得ない事由」としております。

次の★でございますが、第15条の2第2項において「あらかじめ委員長の許可を得なければならない。」としておりますが、オンライン会議を行うには、準備に要する時間を確保するため申し込みの期日を設ける必要がございます。このため事務局案といたしまして、【資料6】として「飯塚市議会オンライン委員会運営要綱」を添付しておりますが、この要綱の第4条において「委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、委員会開催日の前日（市の休日に当たるときはその前日）の午後1時までに、オンライン出席申請書を委員長に提出しなければならない。」と規定しております。

また、運営要綱の第2条第2項において「オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。」と規定しております。

次に、第20条（秘密会）につきましては、条文に下線部分を追加し、「オンライン会議システムによる会議は、秘密会とすることができない」旨を記載しております。

次に、第26条（公述人の発言）につきましては、第3項に「委員長は、必要があると認めるときは、公述人にオンラインにより公聴会に参加させることができる。」との条文を新しく加えております。これによりまして、★に記載しておりますとおり、オンラインによる参考人の招致が可能となります。

次に、「●会議規則の主な改正内容」について説明いたします。これについても、新旧対照表を【資料5】として添付しておりますので、後ほどご参照ください。

まず、第89条の2（オンライン会議システムを活用した会議）として、「飯塚市議会委員会条例（平成18年飯塚市条例第228号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第1項、第91条、第94条、第102条第1項、第113条第2項、第129条及び第130条第1項の出席委員とする。」との条文を新しく加えております。

なお、ここに列記されている条文につきましては、この資料の最後のページに【別添参考1】として記載しておりますので、後ほどご参照ください。

また、同条第2項として、「オンライン会議システムによる会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。」と規定しております。これにつきましては、【資料6】の飯塚市議会オンライン委員会運営要綱にて規定しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、第112条（委員長の発言）の第2項に「前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする条文を新しく加えておりますが、これにつきましては、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合を想定しております。しかしながら、下の★に記載しておりますが、本市においては、委員長の横に議会事務局職員が補助者として付いていることから、正副委員長におかれましては開催場所へ参集する運用が好ましいため、飯塚市議会オンライン委員会運営要綱に「委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、開催場所への参集に努めるものとする。」と規定していただいております。

次に、第124条（投票による表決）に第3項として、「オンライン会議システムを活用した会議においては投票で表決をとることができない。」旨を追加しております。

なお、【資料6】の飯塚市議会オンライン委員会運営要綱につきましては、委員会条例、会議規則に定めるものの他必要な事項を記載しております。また、先ほどご説明いたしました箇所につきましては網かけをしております。説明については省略させていただきますので、後ほど、ご参照ください。

次に、「●オンライン委員会の開催方法」についてご説明いたします。

まず、オンラインによる出席を希望する委員は、タブレットで、オンライン会議用アプリ「Zoom」を使用し、事前に事務局より通知されたID及びパスワードにより入室していただきます。先ほどご説明しましたように、委員会前日の午後1時までに委員長に申請し、当日の開会予定時刻の30分前までに通信テストを行っていただくように考えております。

なお、会議資料の閲覧・通知につきましては、個人用のパソコンやスマートフォン等を活用し閲覧することとしております。

次に、オンライン委員会の構成イメージ図を【資料7】として添付しておりますが、本日の委員会終了後に、デモンストレーションを行うこととしておりますので、説明については省略させていただきます。

次に、「●オンライン委員会の課題」でございますが、現在、事務局として想定される課題

を記載しております。このうち、1番目と2番目に記載しております開催頻度の想定、2委員会同時開催時の対応でございますが、事務局といたしましては、「原則として開催場所に参集し、やむを得ない場合のみ」ということで想定をしておりますので、開催の頻度は多くないものと考えております。同時開催の2つの委員会がどちらもオンラインとなりますと、人的対応が難しいのではないかと考えております。

また、この方法は、委員会室のスクリーン等を使用することを考えておりますので、議場を使用した委員会がオンラインとなる場合には、開催場所を入れ替えるなどの運用が必要になるものと考えております。

その他、実際にオンラインによる委員会を実施していく中で、課題等が見えてくるものと思いますが、現時点では実施が可能となるような環境づくりを行うことが重要であると考えております。

最後に、経費でございますが、この資料の最後に【別添参考2】として、機器購入等に係る経費を記載しております。先ほどご説明いたしました、2つの委員会の同時開催時を想定いたしまして、数量を2としており、経費としましては合計で16万4600円と試算しております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

先ほど、もしオンラインで参加する場合には、申請をしないといけないということなんですけど、その申請というのは、例えばコロナに感染すると外に出られないことになりますけれども、電子で対応できるのでしょうか。

○議会事務局次長

委員おっしゃいますように、当然ながら、出て来られないということは、事務局に出て来られないということでございますので、運営要綱にも様式を添付しておりますが、基本的にはメール等で通知をいただければいいかなというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○江口委員

公述人並びに委員については、オンライン参加可能というふうな形だったんですけど、執行部については、基本こちらに来ていただきたい、来てくださいというふうな形でやると。執行部のオンライン参加というのは考えなくていいのかなと思うんですけど、どうでしょう。

○議会事務局次長

先ほど説明した中で、できれば正副委員長についてはこちらに来ていただきたいということを言いました。基本的には、この部屋でやるとしましたら、執行部もこの部屋に入っていて実施するように考えておりますが、実際には、職員のほうが、そういったZ o o mの対応できるかどうかという部分もあります。それは今後、実施しながら検討していくべきかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件については、事務局から説明がありました【資料1】の実施(案)について、各会派に持ち帰って、ご協議いただきますようお願いいたします。

ご協議いただいた中で、修正すべき点などがございましたら、次回委員会の際に、ご提案いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。